

令和8年第2回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和8年2月27日(金) 14時55分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局 振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主任主事 船盛 主任主事 富田 主 事 福迫
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地利用変更届」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について 9 「霧島市非農地証明事務取扱要領の制定」について

開会 14時55分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和8年第2回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。

事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長(会長)	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長(会長)	議案第1号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案等の意見決定をするため審議を求めます。今月は中間管理権設定62件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が37件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用権設定62件、筆数116筆、面積207,600㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長(会長)	事務局からの報告が終わりました。この報告に、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	[「なし」との声あり]
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地利用変更届」について

議長(会長)	次に議案第2号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が6件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。 国分1を3番委員
3番委員	2号1番。届出地は鹿児島地方法務局霧島支局の西に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑にするものである。工事内容は盛土を0.2m行うものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく国分2を10番委員
10番委員	2号2番。届出地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑地目であるが、当農地が低いため0.6m盛土をし、畑として使用するものである。また、周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく国分3を17番委員
17番委員	2号3番。本申請は、議案第3号12番と同時申請であります。届出地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は農業用倉庫建築済みである。利用変更目的は農業用倉庫24㎡を建築するもので既に実行済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上

	のような理由により当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺4を9番委員
9番委員	2号4番。届出地は立岩公民館の西に位置し、現況は農業用倉庫建築済みである。利用変更目的は農業用倉庫198㎡を建築するもので既に実行済みである。また、議案第3号21番と同時に申請がなされております。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく溝辺5、6を11番委員
11番委員	2号5番。届出地は竹子小学校の西に位置し、現況は農業用倉庫建築済みである。利用変更目的は農業用倉庫198㎡を建築するもので既に実行済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により当届出は妥当なものと思われる。 2号6番。届出地は宮川内公民館の北東に位置し、現況は農業用倉庫としてプレハブ倉庫が置いてありました。利用変更目的は農業用倉庫107㎡を建築するもので既に実行済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長(会長)	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が35件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。まず、国分1から6まで3番委員。
3番委員	3号1番。申請地は新町生活改善センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号2番。申請地は国分単人クリーンセンターの東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号3番。申請地は上井地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号4番。申請地は内野々公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作

	<p>業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号5番。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には請人が令和14年7月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号6番。申請地は切明公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、国分7から9を10番委員。
10番委員	<p>3号7番。申請地は牧内公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号8番。申請地は松木野口ふれあい広場の北東、東、南に位置し、現況は不耕作地2カ所と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号9番。申請地は鹿児島第一高等学校の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく国分10から12まで17番委員。
17番委員	<p>3号10番。申請地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は※※、※※が田であり、※※、※※が不耕作地で、保全管理がなされている。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号11番。申請地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は不耕作地であるが保全管理がなされている。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号12番。申請地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は農業用倉庫である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。今回の申請に当たって農地利用変更届</p>

	<p>が同時申請されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく国分13を18番委員。</p>
18番委員	<p>3号13番。申請地は春山緑地公園の東に位置し、現況はハウスである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、隼人14、15を12番委員。</p>
12番委員	<p>3号14番。申請地は隼人分遣所の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号15番。申請地は隼人分遣所の北に位置し、現況は田である。申請地には受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく隼人16から18まで13番委員。</p>
13番委員	<p>3号16番。申請地は市営小浜団地の北に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号17番。申請地は野久美田公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号18番。申請地は住吉橋の西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、溝辺19を1番委員。</p>
1番委員	<p>3号19番。申請地は宮川内公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長(会長)	同じく溝辺 20、21 を 9 番委員。
9 番委員	<p>3号 20 番。申請地は※※、※※が下有川公民館の北東に位置し※※、※※は水尻公民館のそれぞれ北西、南西に位置し、現況は田と畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 21 番。申請地は立岩公民館の西に位置し現況は農業用倉庫と畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。今回の申請に当たって農地利用変更届が同時申請されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく溝辺 22 から 27 まで 11 番委員。
11 番委員	<p>3号 22 番、23 番、24 番は受人が同一で、同じ地域ですので一括して報告します。申請地は陵北公民館の東に位置し現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 25 番。申請地は今別府公民館の西に位置し現況は田と畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 26 番。申請地は栗下公民館の南西に位置し現況は田である。申請地には※※さんが令和 12 年 11 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号 27 番。申請地は宮川内公民館の北東に位置し現況は果樹園である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、横川 28 を 2 番委員。
2 番委員	<p>3号 28 番。申請地は中福良公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、牧園 29、30 を 6 番委員。
6 番委員	<p>3号 29 番。申請地は浅谷公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の</p>

	<p>使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号30番。申請地は浅谷公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく牧園31を8番委員。
8番委員	3号31番。申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、霧島32、33を4番委員。
4番委員	<p>3号32番。申請地は堀之内運動公園の西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。住所は鹿児島市であるが、現在週1回訪れ農業を行っておりますが、霧島出身であるため定年後に転居し野菜を生産するとのことでした。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号33番。申請地は栲田自治公民館の南東に位置し、現況は田と畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、福山34、35を15番委員。
15番委員	<p>3号34番。申請地は池ノ谷地区集会施設の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和10年2月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号35番。申請地は池ノ谷地区集会施設の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和10年2月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外5件、編入1件、用途区分変更1件、合計7件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。まず、隼人1、2、溝辺3まで8番委員。
8番委員	<p>4号1番。申出地は県営隼人団地の南に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は建売住宅にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>4号2番。申出地は溝辺鹿兒島空港インターチェンジの東に位置し、現況は畑である。除外目的は貸コンテナホテルにするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>4号3番。申出地は下有川切門地区自治公民館の南西に位置し、現況は一部実行済みである。なお、平成10年、平成26年、平成31年頃住宅、通路、休憩所兼倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。除外目的は住宅2戸、通路、工場敷地にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設、既存施設の拡張に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長(会長)	次に、霧島4、福山5を9番委員。
9番委員	<p>4号4番。申出地は栢田自治公民館の北に位置し、現況は一部実行済みである。なお、年月日不詳、露天風呂を建設してしまったという始末書が添付されている。除外目的は宿泊施設にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>4号5番。申出地は砂走公民館の西に位置し、現況は実行済みである。なお、平成23年3月頃植林してしまったという始末書が添付されている。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長(会長)	次に、牧園6を6番委員。
6番委員	4号6番。申出地は中福良公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。編入目的は農地として有効に利用したいため農用地に編入するものである。申出地を農用地に編入することは問題ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺7を1番委員。
1番委員	4号7番。申出地は下有川切門地区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫、集荷場にするものである。周囲の農地の用排水路は確保されている。

	申出地は用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長(会長)	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は承認とすることに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が7件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、隼人1、溝辺2を7番委員。
7番委員	<p>5号1番。申請地は空港公園の南東に位置し、現況は農業用資材置場である。なお、平成5年4月頃、農業用資材置場を整備してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は、農業用資材置場を拡張するもので、既に実行済みである。また、隣接する5条許可地、原野及び宅地9,535㎡を一体利用するもので、全体計画面積は9,847㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号2番。申請地は石峯自治公民館の南東に位置し、現況は農機具置場である。なお、令和7年10月頃農機具置場にしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は第1種農地の農業用施設等に該当するものと思われる。転用目的は、農機具置場、農業用資材置場、駐車場、通路を建設するもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、隼人3を5番委員。
5番委員	5号3番。申請地は隼人塚史跡館の東に位置し、現況は整備済みである。農地区分は第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、横川4を16番委員。
16番委員	5号4番。申請地は大住公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、昭和40年頃一部植林してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものですが、昭和40年頃植林した木が60年経過し皆伐しており、今後クヌギ100本を植林するもので、計画性も妥当であることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長(会長)	次に、牧園5を8番委員。
8番委員	5号5番。申請地は中津川三区自治公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成19年4月頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既にくぬぎが植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山6を15番委員、そして福山7を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	5号6番。申請地は川路原構造改善センターの北東に位置し、現況は牛舎、農業用倉庫である。なお、昭和62年頃、平成15年頃それぞれ牛舎、農業用倉庫を建築してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫1棟、農機具倉庫1棟、資材置場、通路にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5号7番。申請地は比曾木野地区公民館の南に位置し、現況は宅地である。なお、平成10年頃農家住宅を建築してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、農家住宅1棟を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、3月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。国分1を3番委員。
3番委員	6号1番。申請地は松木野口ふれあい広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的が宅地分譲11区画と通路を建設するもので、事業継承及び変更が行われる申請である。 農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周辺農地の用排水は確保されている。家庭用排水は合併浄化槽で処理する計画であるため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が14件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1、隼人2を7番委員。
7番委員	7号1番。申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は整地済みである。なお、令和4年頃整地してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、車置場を建設するものであり、既に整地済みである。また、隣接する雑種地1,268㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,212㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 7号2番。申請地は川尻公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、国分3を3番委員。
3番委員	7号3番。申請地は松木野口地区ふれあい広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲11区画及び通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく国分4から6まで10番委員。
10番委員	7号4番。申請地は東その山地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地172.61㎡の一部の通行承諾を得られている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 7号5番。申請地はいきいき交流センターの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 7号6番。申請地はいきいき交流センターの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場、園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被

	害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人7、8を5番委員。
5番委員	<p>7号7番。申請地はJR隼人駅の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号8番。申請地は天降川団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく隼人9から13を13番委員。
13番委員	<p>7号9番。申請地は里下公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号10番。申請地は里下公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号11番。申請地は里下公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号12番。申請地は市営住吉団地の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号13番。申請地は市営稲荷団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺14を11番委員。
11番委員	7号14番。申請地は宮久自治公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は蓄電施設と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計

	画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、3月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取いたします。

△ 議案第8号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長(会長)	次に、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。これについては事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	議案第8号の説明いたします。非農地となっているものが、田1筆、808㎡、農振農用地外、畑3筆、3筆1,268㎡農振農用地外、合計4筆2,076㎡、農振農用地外です。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

△ 議案第9号 「霧島市非農地証明事務取扱要領の制定」について

議長(会長)	次に、議案第9号「霧島市非農地証明事務取扱要領の制定」について議題とします。霧島市非農地証明事務取扱要領の制定について、当委員会での審議を求めます。これも事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	この要領は、農地法第2条第1項の対象とならない土地の証明事務について、必要な事項を定めることにより、適正な運用を図ろうとするものです。証明基準に則り現地調査を実施し、総会で議決するものです。非農地の証明ですので、委員、事務局で現地調査を実施することとしております。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第9号「霧島市非農地証明事務取扱要領の制定」につきましては、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長(会長)	<p>全員賛成です。よって、本案件は原案のとおりとすることに決定いたしました。</p> <p>以上で、令和8年第2回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長(代理)	<p>ないようですので、令和8年第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。</p>

閉会 16時05分